

2020-11 税務・労務・法務情報

コロナ禍対応の新規則

(BIR新規則)

RR 2020-25 純損失繰越 (NOLCO) 期間延長 (コロナ禍対応)

NOLCO : Net Operating Loss Carry Over (純損失の繰越控除) という制度があり、損失計上後、3会計年度に渡り繰越控除可能というものです。コロナ禍において特例として、**2020年度、2021年度**において発生した損失は、**5年間に延長**されました。

暦年以外の会計年度採用の場合は、**2021年6月30日以前に終了する会計年度、および2022年6月30日以前に終了する会計年度**に適用されます。

*確定申告書への記載要件・・・通常NOLCOと特例NOLCOの分離表示

*決算書への記載要件・・・未使用NOLCOの区分明細表示

RR 2020-29 退職金非課税措置 (コロナ禍対応)

以下の要件を満たす退職金支給については、非課税とされます。

1. 2020年6月5日～2020年12月31日の間に支給されたもの
2. BIRに登録された退職金規定に従うもの
3. 退職から12ヶ月以内に同一企業又はそのグループ企業に再雇用されていないこと

RMC 2020-115 Zonal Value (路線価) 証明書発行の停止

譲渡所得、贈与税等算出の基本となる路線価について、BIRウェブサイト公表されているところから、従来発給していた路線価証明書の発給を停止するというものです。ウェブサイトからのダウンロード印刷により証明書に代えます。

(労働省新規則) Labor Advisory

2020-28 13ヶ月給与の支給について (コロナ禍でも支給義務あり)

労働法の定めによりクリスマス前までに13ヶ月給与の支給が義務付けられています。このコロナ禍の下、支給義務免除、繰延等の要請が産業界から上がっています。しかし、この要請は認められず、法律の定めによる**支給義務を再確認**したものです。

2020-29 11月1日、2日、30日の取り扱い

- ・11月1日、2日 (オールセインツデー) は、Special Non Working Dayに該当し、「No Work No Pay」原則が適用されます。
- ・11月30日は (ボニファシオデー) 、Regular Holidayに該当し、日給者に対しては、No Workの場合でも100%の支給。就労した場合は200%の支給となります。
- ・**コロナ禍での特別措置**・・・11月30日の割増分の支給については、正常営業に戻るまで、支給を延期することが可。又、コロナ禍により休業中の場合は、割増分の支給義務なしとしています。